

一般財団法人長崎県剣道連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人長崎県剣道連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、長崎県内の剣道団体の総合的組織として、剣道、居合道及び杖道（以下「剣道等」という。）の普及発展に必要な事業を行い、県民に広く剣道精神を養い、もって、心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養と併せて県民体位の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、長崎県内において、次の各号の事業を行う。

- (1) 剣道等の大会、講習会、研修会その他の催しを主催、共催及び後援すること
- (2) 国際的又は全国的規模の剣道等の大会及び講習会等へ選手及び関係者を派遣すること
- (3) 剣道等の段級位の審査及び審議を行い、並びに一般財団法人全日本剣道連盟に対して称号、段位を推薦し、及び級位を付与すること
- (4) 剣道等の指導者及び審判員を養成し、及びその資質の向上を図ること
- (5) 剣道等の試合、審判等の技術の向上及び適正化を図ること
- (6) 青少年剣道等の育成強化のための錬成会、強化練習会等を開催すること
- (7) 加盟団体相互の連絡調整と融和及び強化発展を図ること
- (8) 剣道等の普及発展に功労のあった者及び全国的大会において優秀な成績を収めた者を表彰すること

(9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第7号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) 公益目的支出計画実施報告書

- 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- 3 公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供する。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員 22 名以上 26 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の要件を満たさなければならない。

(1) 次のイからへに該当する評議員の合計数が、評議員総数の3分の1を超えないこと。

イ 当該の評議員の配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該の評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

ホ ハ又はニに該当する者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

ただし、評議員会において別に定めるところにより、その職務を行うため必要な費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

- 2 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的記録をもって、招集の通知を発しなければならない。

ただし、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 会長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 会長が、評議員会の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名の記名押印をするものとする。

第6章 役員等

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上24名以内。
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、理事長をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずる者として当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事長は、理事会において別に定めるこの法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長の業務を補佐し、副理事長は、理事長の業務を補佐する。
- 4 会長及び理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、この法人の業務及び財務に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること
- (4) その他、法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定めるところにより、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、評議員会において別に定めるところにより、その職務を行うため必要な費用を支払うことができる。

(顧問、相談役及び参与)

第29条 この法人には、若干名の顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、この法人の重要事項について、会長及び理事会の諮問に答えるものとする。

4 参与は、この法人の事業の運営について、会長及び理事会の諮問に答えるものとする。

(審議員)

第30条 この法人には、若干名の審議員を置くことができる。

- 2 審議員は、会長が理事会に諮って、原則として剣道等の段位が八段以上の者及び学識経験者の中から委嘱する。
- 3 審議員は、審議員会を構成し、一般財団法人全日本剣道連盟に対する称号及び段位の推薦について審議を行う。
- 4 審議員及び審議員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(任期等)

第31条 顧問、相談役、参与及び審議員の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 第27条並びに第28条第1項本文及び第2項の規定は、顧問、相談役、参与及び審議員に準用する。

この場合において、「理事又は監事」とあるのは「顧問、相談役、参与及び審議員」と「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」とそれぞれ読み替えるものとする。

(名誉役員)

第32条 この法人に、名誉役員を置くことができる。

- 2 名誉役員は、会長が理事会に諮って、役員経験者等の中から委嘱する。

第7章 理 事 会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第35条 通常理事会は、毎年定期的に、年2回招集する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的事項を示して、会長に招集の請求があったとき

(3) 法人法第101条第2項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき

(招集手続)

第36条 理事会は、法令で別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が、異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、当該事項を理事会に報告することを要しない。

ただし、第24条第4項に規定する報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第42条 この法人が、第4条の事業を行うために必要があるときは、理事会は、その決議により、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、すべての専門委員をもって構成する。
- 3 専門委員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。その任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 4 専門委員会は、理事会の決議に係る事項を分担して、その諮問に答えるものとする。
- 5 専門委員会の名称、組織及び運営並びに専門委員の人数及び資格に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 加盟団体

(加盟団体)

第43条 市、郡、町等の地域単位及び職域を単位として結成された剣道等団体で、この法人の目的に賛同するものは、この法人の加盟団体となることができる。なお、複数の市、郡、町等及び複数の職域が合同して地区連盟又は職域連盟を組織することを妨げない。

(加入)

第44条 加盟団体の加入は、理事会及び評議員会の決議によって決定する。

- 2 加入せんとする団体は、次の書類に理事会及び評議員会の決議によって定める入会金、負担金を添えて、申請しなければならない。
 - (1) 名称及び代表者氏名
 - (2) 規約
 - (3) 役員名簿
 - (4) 会員名簿
 - (5) 事務所所在地及び連絡者氏名

(負担金)

第45条 加盟団体は、毎事業年度、理事会及び評議員会の決議によって定める負担金を納めなければならない。

(入会金及び負担金の不返還)

第46条 加盟団体が、この法人に納めた入会金及び負担金は、脱退、解散又は除名の場合においても返還しない。

(権利及び義務)

第47条 加盟団体は、次の権利の保有と義務を負う。

(1) 権利の保有

- ア この法人の事業たる大会、講習会、錬成会等へ参加すること
- イ 段位及び称号の審査を申請すること
- ウ 別に定める規程に従い所属会員の級位の審査を行い、及び登録を申請すること
- エ 審査員、指導者及び講師の派遣を要請すること

(2) 義務の負担

- ア この法人の定める諸規程の各条項を尊重し、これに従うこと
- イ 一般財団法人全日本剣道連盟の統括する剣道等団体以外の剣道等団体会員となることができないこと

(資格の喪失)

第48条 加盟団体は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

2 加盟団体は、この法人から脱退しようとするときは、脱退届を提出しなければならない。

3 加盟団体が、次の各号の一つに該当する場合は、理事会及び評議員会において、それぞれ出席の理事及び評議員の3分の2以上の決議をもって除名することができる。この場合において、理事会及び評議員会の議長は、当該加盟団体の代表者に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 負担金を2年以上納めないとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき

(3) その他、この法人の加盟団体として不相当と認められる行為があったとき

(資格の復活)

第49条 第48条第3項により資格を喪失した加盟団体は、別に定めるところにより、その資格を復活させることができる。

(綱紀委員会)

第50条 この法人に、綱紀委員会を置く。

2 綱紀委員会は、すべての綱紀委員をもって構成する。

3 綱紀委員は、5名以内とし、理事会の決議及び評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。その任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

4 綱紀委員会は、会長の諮問に基づき、加盟団体資格に係る除名、資格停止、若しくは復活、又は称号、段級位に係る返上、剥奪若しくは復活等に関し、必要な審査を行い、当該審査結果を会長に答申する。

5 綱紀委員会は、前項の審査を受ける加盟団体に対し、必要な報告を求めることができる。

6 綱紀委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合には、評議員会の決議により、残余財産を他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の配分を行うことができない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他の事由で前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 事務局等

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
4 事務局の組織及び運営並びに職員の勤務及び給与に関する事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 この法人の事務所には、常に、次に掲げる書類及び帳簿を備えおかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会、評議員会等の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬等に関する規則
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項で準用する同法第106条第1項に規定する一般法人設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項で準用する同法第106条第1項に規定する特例民法法人解散の登記及び一般法人設立の登記をしたときは、第6条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、三原 茂とする。
- 4 この法人の最初の副会長は、馬場勇司 都合康弘 宮崎賢太郎とする。
- 5 この法人の最初の理事長は、松尾博行とする。
- 6 この法人の最初の副理事長は、佐藤信秀とする。
- 7 この法人の最初の評議員は、次のとおりとする。

吉田孝二	松尾耕次	深堀定徳	有地孝史	小柳武則	蒲原 昭
小島禮三郎	平井節朗	國廣博史	津上 忠	馬場英明	高橋勝幸
江口秀司	飛永一豊	中里鶴和	阿比留一夫	吉田晶利	川部市朗
高下莞司	大森公善	宮崎友彦	西島豊博	鹿取 満	竹村 真

以上 24名

令和6年7月1日

この定款は 当法人の現行定款に相違ありません。

一般財団法人 長崎県剣道連盟

代表理事 灰谷 達明

